

# 集会室利用料金表

令和元年10月1日改定

(単位:円)

時間区分		利用料金						
		基本利用料金(セット料金)						超過料金
種別		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過時間
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	1時間当たり
		3時間	4時間	4時間	8時間	9時間	13時間	の料金
BF	地下大会議室	14,300	20,900	22,000	35,200	42,900	51,370	4,730
	(地下大会議室 A)	7,150	10,450	11,000	17,600	21,450	25,685	2,365
	(地下大会議室 B)	7,150	10,450	11,000	17,600	21,450	25,685	2,365
1F	1階応接室	3,960	5,720	6,160	9,680	11,880	14,850	1,320
2F	リハーサル室	3,520	5,170	5,500	8,800	11,000	12,870	1,210
3F	映像ホール	7,360	10,660	15,250	17,920	24,750	28,600	2,420
	301号室	5,500	8,030	8,580	13,530	16,610	19,470	1,870
	(301号室 A)	2,750	4,015	4,290	6,765	8,305	9,735	935
	(301号室 B)	2,750	4,015	4,290	6,765	8,305	9,735	935
	多目的ルーム	7,150	10,450	11,000	17,600	21,450	25,670	2,360
4F	401号室	2,200	3,300	3,520	5,610	6,930	8,250	770
	402号室	3,960	5,720	6,160	9,680	11,880	13,750	1,320
	403号室	3,960	5,720	6,160	9,680	11,880	13,750	1,320
	404号室	2,200	3,300	3,520	5,610	6,930	8,250	770
	405号室 (応接室)	3,300	4,840	5,170	8,140	10,010	12,100	1,100
	第1和室	2,860	4,070	4,400	6,930	8,580	10,230	990
	第2和室	1,980	2,860	3,080	4,840	5,940	7,150	660
	茶室	1,870	2,640	2,860	4,400	5,500	6,490	660

※消費税10%を含んでいます

＝備考＝

1. 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)第3条に規定する休日をいいます。
2. 利用料金は、セット料金(午前・午後・夜間・昼間・昼夜間・全日)とします。
3. 時間区分を1時間超えて利用する場合の12時から13時まで及び17時から18時までの時間帯の利用料金は、上表の超過料金の欄に掲げる料金を適用します。  
※12時から17時又は13時から18時という時間帯での利用申込は可能ですが、12時から18時という時間帯での利用申込につきましては、午前(9時から12時)の利用、夜間(18時から22時)の利用の双方に制限が生じるため、恐れ入りますがご遠慮ください。
4. 開所時間を超えて利用した場合の利用料金は、第2項又は前項の規定により算出された額と上表の超過料金の欄に掲げる料金に当該超過時間を乗じて得た額とを合計した額とします。  
※開所時間・・・9時から22時まで
5. 超過時間に1時間未満の端数の時間がある場合は、当該端数の時間を1時間として超過料金を算出します。
6. 利用者が入場料、その他これらに類するもの(以下「入場料」といいます。)を徴収する場合は、次の料金を加算するものとします。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最高額について当該各号の規定を適用します。

(1)入場料 5,000円未満	基本利用料金の100%に相当する額とします。
(2)入場料 5,000円以上	基本利用料金の150%に相当する額とします。
7. 前項の規定にかかわらず、営利・営業・宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合は、基本利用料金に当該基本利用料金の100%に相当する額を加算するものとします。
8. 市外または営利を目的とした市外居住者が利用する場合は、当該基本利用料金に、次に定める率を乗じて得た額を加算します。

(1)市外居住者が、小ホール、楽屋5号～7号、リハーサル室及び301号室を利用する場合は、当該基本利用料金の50%に相当する額を加算します。
(2)営利を目的とする市外居住者が、上記(1)の会場以外を利用する場合は、当該基本利用料金の50%に相当する額を加算します。
9. 冷房及び暖房を利用する場合は、基本利用料金に次の料金を加算するものとします。

ホール、楽屋及び集会室

当該基本利用料金の60%に相当する額とします。

ただし、超過料金がある場合には基本利用料金と超過料金を合計

した額の60%に相当する額とします。

10. 利用料金の算出に当たっては、ホールについては100円未満の端数を、その他については10円未満の端数を切り捨てるものとします。

※ご不明な点につきましては、フェニックス・プラザ管理事務所(0776-20-5060)までお問合せください。